

一般国道10号（別大国道）通行規制のお知らせ

場所 大分県大分市大字神崎地先

区間 一般国道10号 両郡橋交差点付近から400mの区間
延長 0.4キロメートル（別紙1参照）

日時 平成21年10月7日（水） 16時00分から

規制内容 下り海側2車線のうち1車線を通行規制します。（別紙2参照）

- ・別府方面から大分方面へ向かう際には、両郡橋交差点付近から400mの区間は、1車線となります。
- ・大分方面から別府方面は、通常通り走行できます。

規制理由 越波により通行に支障が生じているため。

交通開放予定 上記規制理由による影響が見られなくなるまで。
（開放予定については、事前にお知らせします。）

問い合わせ先 国土交通省大分河川国道事務所
道路管理第一課 横手譲二
代表 097-544-4167（内線 431）

別紙 1

別府湾

国道10号海側下り1車線を400mにわたり通行止めを行います。

両郡橋交差点

両郡橋交差点から400m



海側1車線通行規制 詳細図

- 交通整理員
- 職員

